# 新潟市お口の健康長寿健診実施要領

新潟市 (令和3年4月1日)

# 新潟市お口の健康長寿健診実施要領

#### 1 目 的

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現し、健康寿命の延伸に寄与することを目的として実施する。

また、本事業をとおして、市民へ有益な歯科口腔保健情報を提供し、市民の歯科口腔保健行動の向上を促すとともに、かかりつけ歯科医による歯科保健医療との連携を推進する。

#### 2 実施方式

歯科医療機関による歯科健診(個別方式)を実施する。

## 3 対象者

実施年度の前年度中に、75歳に到達した市民及び実施年度に80歳に到達する市民とする。 ただし、下記のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- (3) 障がい者支援施設、介護保険施設等に入所又は入居している者

#### 4 健診受診回数

対象者1人につき年1回とする。

#### 5 健診実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 6 受診券

対象者にはあらかじめ個別に受診券を交付する。

# 7 実施医療機関

本事業に協力する歯科医療機関(以下「委託医療機関」という。)とする。

# 8 健診の方法

(1) 問診

問診は別に定める「お口の健康長寿健診記録票(別記様式第1号及び別記様式第2号、以下「記録票」という。)」に基づいて行う。

#### (2) 検査項目、検査基準及び判定基準

検査項目は次のとおりとし、検査及び判定基準は別紙「お口の健康長寿健診検査項目、検査 基準及び判定基準」(以下「別紙」という。)のとおりとする。

- ア 歯の状況
- イ 歯周病の状況
- ウ 粘膜の異常
- エ 口腔衛生状態
- 才 口腔乾燥
- 力 咀嚼機能評価
- キ 舌・口唇機能評価
- ク 嚥下機能評価

#### (3) 保健指導

健診結果の通知とともに、歯周疾患や口腔機能の低下に関する予防や治療等、必要な保健指導をあわせて行うものとする。その際、市の作成する資料等を活用するものとする。

# 9 受診の方法及び資格確認

受診者は、受診券と新潟県後期高齢者医療被保険者証(以下「保険証」という。)又は生活保護 受給証明書等(以下「証明書等」という。)を持参し、直接、委託医療機関で受診するものとする。 対象者の資格確認は、受診券と保険証又は証明書等により確認するものとする。

#### 10 健診に関する費用

- (1) 委託医療機関に支払う料金 別に定める契約書のとおりとする。
- (2) 受診者の一部負担金の額

ア 新潟県後期高齢者医療被保険者 無料

イ 生活保護法による被保護者 無料

ウ 市長が公益上の理由等で必要と認めた者 無料

#### 11 健診結果の通知

健診結果は、健診当日に、健診を実施した歯科医師が直接受診者に「お口の健康長寿健診結果のお知らせ」(別記様式第3号)に基づき説明のうえ通知する。

# 12 健診費用(市負担分)の請求と支払

- (1) 本事業に協力する一般社団法人新潟市歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)の会員である委託医療機関は、所属する歯科医師会へ、健診翌月の15日までに、記録票、お口の健康長寿健診集計表(以下「集計表」という。)及び証明書等を提出するものとする。
- (2) 一般社団法人新潟市歯科医師会長(以下「歯科医師会長」という。)は、毎月、委託医療機関から提出された記録票、集計表及び証明書等について点検を行ったうえ、健診翌月末までに新潟市財務規則の規定による請求書に記録票、集計表及び証明書等を添えて市長に提出するものとする。
- (3) 市長は、歯科医師会長からの請求に基づき、請求書等を審査のうえ、適当と認めた時はすみやかに、その費用を支払うものとする。

#### 13 事後指導及び管理

- (1) 別紙第2項健診結果に基づく判定により要指導以上の判定に区分された者については、委託医療機関が継続的に連絡をとりあい、指導、精密検査及び医療を中断なく行うものとする。
- (2) 別紙第2項健診結果に基づく判定により要指導以上の判定に区分された者及び受診者本人の求めに応じ必要な者には、健康教育及び介護予防事業等の利用を勧める。

# 14 委託契約の方法

市長は、歯科医師会長と委託契約するものとする。

#### 15 その他

委託医療機関は、健診後に受診券の受診確認欄に、受診年月日と実施医療機関名を記入するものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(別紙)

# お口の健康長寿健診検査項目、検査基準及び判定基準

#### 1 検査項目および検査基準

次の項目について、歯科医師が人工照明下で平面歯鏡、歯科用探針、WHOプローブを用いて行う。診査結果は、以下に示す記号を用いて記録票に記入する。

#### (1) 歯の状況

現在歯は、歯の全部または一部が口腔内に現れているものをいう。①健全歯「/または連続横線——」、②未処置歯「C」、③処置歯「O」に分類する。

過剰歯は含めないこととし、癒合歯は1歯として取り扱い、その場合の歯種名は上位歯種名 をもってこれにあてる。

#### ア 健全歯

- (7) 健全歯とは、う蝕あるいは歯科的処置が認められないものをいう。
- (イ) 咬耗、摩耗、着色、斑状歯、外傷、酸蝕症、発育不全、歯周炎、形態異常、エナメル質 形成不全等の歯であっても、それにう蝕病変の認められないものは健全歯である。

# イ 未処置歯

- (7) 未処置歯とは、小窩裂溝・平滑面において明らかなう窩、エナメル質下の脱灰・浸蝕、 軟化底、軟化壁が確認できるう蝕病変を有するものをいう。
- (イ) 診査者によって判断が異なる程度の初期変化で、治療の必要性が認められない場合は健 全歯とする。
- (ウ) 残根は、未処置歯とする。

# ウ 処置歯

- (7) 処置歯とは、歯の一部または全部に充填、クラウン等を施しているものをいう。
- (イ) 歯周炎の固定装置、矯正装置、矯正後の保定装置、保隙装置および骨折副木装置はふく まない。
- (ウ) 治療が完了していない歯、二次的にう蝕や他の歯面で未処置う蝕が認められた処置歯は 未処置歯として扱う。
- (I) 予防てん塞(フィッシャー・シーラント)の施してある歯については、可能な限り問診を して、う蝕のない歯にてん塞したものは健全歯とするが、明らかにう蝕があった歯にてん 塞を施したものは処置歯とする。
- (オ) 根面板等を施してある歯は、処置歯とする。

#### エ 喪失歯の状況

喪失歯とは、抜去または脱落により喪失した歯をいう。①要補綴歯(△)と②欠損補綴歯(△) に分類する。

先天的欠如または何らかの理由で歯を喪失したことが明らかであっても、歯列等の関係から補 綴処置の必要性が認められないものについては喪失歯に含まない。歯式の該当欄には「×」を記 入する。

#### (7) 要補綴歯

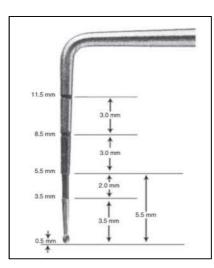
喪失歯のうち、義歯等による欠損補綴処置が必要と判断できるものを要補綴歯とする。

# (イ) 欠損補綴歯

喪失歯のうち、義歯、ブリッジ、インプラント等による補綴処置が施されているものを欠損 補綴歯とする。ただし、一部破損していたり、欠損部の状況と著しく異なる義歯は装着してい ないものとする。

# (2) 歯周病の状況

WHOプローブ(図1)を用い、CPI(community periodontal index、地域歯周疾患指数)を測定する。



ア 対象歯

図1 WHOプローブ

(7) 口腔を6分画(17~14、13~23、24~27、47~44、43~33、34~37)し、下記の歯を各分画の代表歯とする。

1 7	1 6	1 1		2 6	2 7
4 7	4 6		3 1	3 6	3 7

(イ) 前歯部の対象歯(11 あるいは31)が欠損している場合は、反対側同名歯(21 あるいは41)を対象歯とする。両側とも欠損している場合、あるいは臼歯部で2歯とも対象歯が欠損している場合には、対象外歯として「×」を該当する分画の欄に記入する。

# イ 診査方法

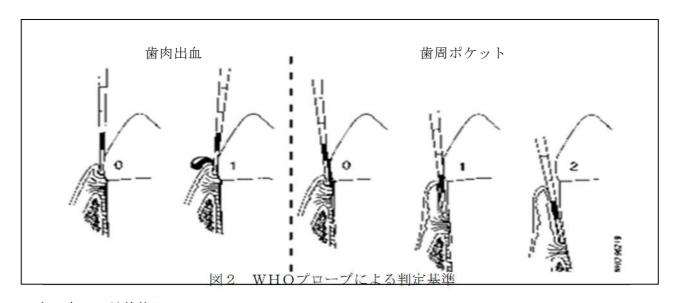
(7) 上顎は頬唇側面、下顎は舌側面について以下の基準(表1、図2)で診査し、最高コード

値を記入する。臼歯部では2歯のうち高い方の値を最大コード値とする。

- (イ) 各分画のコード値のなかで最高コード値を個人の代表値(個人コード)とする。
- (ウ) プロービングは、WHOプローブ先端の球を歯の表面に沿って滑らせる程度の軽い力 (20g) で操作し、遠心の接触点直下から、やさしく上下に動かしながら近心接触点直下 まで移動させる。

コード 所見 判定基準 歯肉出血 0 健全 以下の所見が認められない 出血あり プロ-ビング後 10~30 秒以内に出血が認められ 1 る 除外歯 プロ-ビングが出来ない歯(例:根の露出が根尖 9 に及ぶ) 該当する歯なし χ 歯周ポケット 健全 以下の所見がすべて認められない 4~5 mm に達するポケット WHOプローブの黒い部分に歯肉縁が位置する 2 6 mm を超えるポケット WHOプローブの黒い部分が見えなくなる プロ-ビングが出来ない歯(例:根の露出が根尖 9 除外歯 に及ぶ) Χ 該当する歯なし

表1 CPIの判定基準



# ウ 歯石の付着状況

歯石の付着については、「なし」、「軽度(点状)」、「中等度(帯状)以上」とする。

# (3) 粘膜の異常

口腔粘膜についてさらに詳しい検査や治療が必要な所見が認められた場合は、その内容を該当欄に記載して受診勧奨をする。

# (4) 口腔衛生状態

# ア 舌苔

付着している舌苔の舌背に占める面積の割合を視診にて、以下の基準 (表 2) により判定する。

 所見
 判定基準

 1. 殆どない
 1/3より小さい場合

 2. 中等度
 1/3~2/3の割合で付着

 3. 多量
 2/3以上の割合で付着

表 2 舌苔の判定基準

# イ 義歯清掃

義歯の表面および内面を診査し、プラーク等の付着状況を視診にて、以下の基準(表3)により判定する。

	X 0 110 n.c.
所見	判定基準
1. 良好	殆ど汚れが付着していない
2. 普通	若干の汚れが付着している
3. 不良	汚れが多量に付着している

表3 舌苔の判定基準

# ウ プラークの付着

歯面に付着しているプラーク(歯垢)の量を視診にて、以下の基準(表4)により判定する。

表 4 口腔乾燥の判定基準

所見	判定基準
1. 殆どない	プラークがほとんど見られない
2. 中程度	1/3を超えずプラークが付着している
3. 多量	1歯以上の歯の歯肉縁に歯面の 1/3を超えてプラークが見られる

#### (5) 口腔乾燥

口腔乾燥の程度は、口腔内所見と問診結果(問診項目「口の渇きが気になりますか」)より、 総合的に判定する。

口腔内所見は、以下の基準(表5)により判定する。

表 5 口腔乾燥口腔内所見の判定基準

所見	判定基準
1. 正常	乾燥なし
2. 軽度~中等度	唾液の粘性が亢進している、または、唾液中に細かい唾液の泡が見られ
	<b>న</b>
3. 重度	舌の上に殆ど唾液が見られず、乾燥している

#### (6) 咀嚼機能評価

問診結果(問診項目「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」)と、咬合の状態、 義歯の状況を参考に評価し、詳細な評価もしくは治療の必要性がある場合は要注意と判定する。 咬合の状態は、現在歯または義歯装着による臼歯部での咬み合わせを左右で評価し、詳細な 評価もしくは治療の必要性がある場合は要注意と判定する。

なお、義歯はあるが持参しなかった等の場合は、検査時点の状況で判定する。

#### (7) 舌・口唇機能評価

オーラルディアドコキネシスにより評価する。

オーラルディアドコキネシスは、舌及び口唇の巧緻性を評価するものであり、パ、タ、カを それぞれ一定時間(5秒間や10秒間等)に言える回数を測定し、1秒間当たりに換算して以 下の基準(表6)により判定する。

表 6 オーラルディアドコキネシスの判定基準

所見	判定基準
1. 良好	パ、タ、カ全て1秒間当たり6回以上の場合
2. 要注意	パ、タ、カのいずれか1つでも1秒間当たり6回未満の場合

# (8) 嚥下機能評価

問診結果(問診項目「お茶や汁物などでむせることがありますか」)と、反復唾液嚥下テスト (repetitive saliva swallowing test: RSST) の結果より、総合的に評価する。

反復唾液嚥下テストは、3 O 秒間における空嚥下の回数を測定し、以下の基準(表 7)によ

り判定する。測定は、人指し指を舌骨相当部、中指を咽頭隆起に当て触診によりカウントする。 なお、口腔乾燥がある場合は少量の水等で口腔内を潤してもかまわない。

表7 反復唾液嚥下テストの判定基準

所見	判定基準
1. 良好	30秒間当たりの嚥下回数が3回以上の場合
2. 要注意	30秒間当たりの嚥下回数が3回未満の場合

# 2 健診結果に基づく判定

臨床所見、問診結果を総合的に判断し、以下のように判定する。

# (1) 異常なし

#### (2) 要指導

以下の項目に1つ以上該当する者

- ア 歯肉出血個人コードが1、歯周ポケット個人コードが0の者
- イ 歯石の付着(軽度、中等度以上)がある者
- ウ 口腔清掃状態が不良の者
- エ 今後口腔機能低下症につながる恐れがあり、摂食行動等生活習慣や口腔機能維持・向上 に関する指導が必要な者
- オ その他指導が必要と認められる者

# (3) 要治療・要精密検査

以下の項目に1つ以上該当し、さらに詳しい診査や治療が必要な者

- ア 歯周ポケット個人コードが1の者
- イ 歯周ポケット個人コードが2の者
- ウ 未処置歯あり
- エ 要補綴歯あり
- オ 口腔機能低下症の恐れがある者
- カ その他の所見で、さらに詳しい検査や治療が必要な項目のある者

参査日: 太枠線内をご記。	年 入くださ!	月 ハ。	B	172 (0.2	今 2売    【こ	1.新潟県 後期直 医療被 2.被生活	儲者 保険者	3	9 1 2018	陳名誉者。 5 1 最後者楽り の添ん)	0	
ふりがな 氏名:			男	・女	生年 : 月日:		年		月	日	( 歳)	) 注 注
主所: 新潟市		X						超結 番号				8
<ul><li>5ではまる番号を○</li><li>1. 現在、歯や口につきこの1年以内に</li><li>3. 半年前に比べて</li><li>4. お茶や汁物など</li><li>5. 口の渇きが気に</li></ul>	ついて気に 歯科医療機 圏いものが でむせるこ	なること( 関で歯科 食べにく とがあり	検(健)診 くなりま	あります を受けま	か? ( したか	1) ない	(1) (1) (1)	ある ( はい はい はい	(2 (2	2) (301) 2) (301) 2) (301) 2) (301)	え え	
1.歯の状況】	omoranamananaminanana	ravaren errena rava	incercurate and incercurate and incercurate and incercurate and incercurate and incercurate and incercurate an	CACCA-CEARCEARCEARCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA-CACCA	rainainainainainennen	ramanantinementerana	unaninmina 1	rimene menerale	rananum maiau		orannerorananan	,.J
数 右 -   7	6 5	4	3 2	1		. 2	3	4	5	6	7 8l	±
<sup>ス</sup> 8  7 2.歯周病の状況]	පි  5	1	3 2	1		2	3	1	5	8 記記号	7 8	
BET BOP LATER		(4 x a	8月17 500 一 4 (長人位) (株人位) (株人位) (株人位) (株人位) (株人の) (まんし) (まん) (まん) (まん) (まん) (まん) (まん) (まん) (まん	0 1 3 × <b>*</b>		0: 1 2: 9:			C:2 O:数 △:要	全全域の 大処 直角の 処置値の 要補級機 受損権級値 対数の1の	i	
3.粘膜の異常】 1.無 2.有(所点:			)	総合判 咬合の 〇 現名	pp 1. )状態 [素によ	る日歯部で	.要注を での(支合	右	有・	無「右	無力	
<b>4.口腔衞生状態】</b> O舌蓋	上始とない	2 重程度	3.必量			よる臼嶺t Marriess com			<u>有・</u>			÷
	1.良好	2.普通	3.不良	1.艮好	(6国以	<b>愛用を評価</b> (注/秒) 行う / パ	2.要3				ネシス)] ̄ ̄	
のファーサの内層 5.口 <b>腔乾燥】</b> ※問語 1.正常 2.軽度~中等	参5と口腔内	所見を参		【8.喋】 総合年 反復唱	· <b>機能</b> 部   定 1.   (液噪下	<b>価】</b> ※ i	問診4と 2.要注意	Ę			J 参考に判別	E
9. <b>判定区分】</b> (該当 1. 異常が)	2. 妄指導 a. 歯肉性 b. 歯右の c. 口腔派 d. 類食行	(血1 かつ f )付声あり( )掃状態不良  動等生活で (すること	軽度・中等 も	度)	) 	a. b. c. d. e.	歯周治 歯周治 未処置 要補級	療2 (歯腸 歯あり 歯あり 能低下の	  ポケッ  ポケッ		\ポケット) \ポケット) )	

門記様式第2号) <b>沂潟市お</b> り		長実健	診記象	<b>三</b>						
		_		<b>受</b> 。 这	<b>省</b>	1.新潟県 後期高	全	3 9	: / 作院畫著 / 1 5 1 : 被保険者 /	0
<b>塗日:</b>	年	月	Ξ		23.) E * ] -		保険者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
、枠線内をご	記入くださ	( l, l		n n		2.俄至河	11朱護省:	弄 (要証明	書等の添付!	
、りがな 氏名:			男	- 女	年 : 月日		끂	月	E	(
所: 新潟市	i i	<u>×</u>						電話 参号		
てはまる番号	とので囲み(	) (S	必要毒項	をご配	入くださ	į, V <sub>II</sub>		' '		)
1. 現在、歯や口						•				ل ا
2 この 1 年以p 3. 半年前に比4						?	(1) ( (1) (		(2) UU	
3. 十年世に比? 4. お茶や汁物を				UEN:	<b>:</b>		(1)		(2) ທ (2) ທຸ	
5. 口の渇きがタ							(1)		(2) UW	
.歯の状況】										
8  7	6 5	4	3 2	1	i	2	3	4	5 6	7 8
名 3 7	6 5	4	3 2	1		2	з	4 !	5 6	7 ŝ
2.歯周病の状況	 元]							[	幽太記録	- 大數[木
有178	右口	≠1.3·7			遺肉   \	1 11 4	封用ポケット (定型準 (性全	PD }	/ : 健全齒①	
ВОР				٠	. 似全 : 中国あら		puer Areamint Granual II		C :未処置陈	e e
	333				: 然外内 : 多当底でし	9:	取外面 発性温むし		○ : 処置歯③	
PB R									人:要種綴齒	
BOP	(4/-5-b-) ** (5			【歯石	の付着	状况](	该当番 号	(20)	 以: 欠損複綴	走
↑ 治下7·0	<u> 본</u> 기	<u> </u>	<u>[227,027,027]</u>	1.なし	2.軽度 (#	(状) 3.中等	<b>育度 (帯状</b>	)以上	<u>・・</u> 現在頻激(の+0	5)-(3))
and the same and the					and take seen w					
3.粘膜の異常』 .無 2.4(所)	l:		)	【6.P.H 総合判		_	(問診3) (要注意	と咬合の	状態を参	考に判定
			,	咬合鱼	り状態			_		
				○現る	生態によ	る[十歯部]	での咬合	右上	・無!	有・無 2
1.口腔衛生状態	불]			②義的	報装着に	よる口歯部	話での咬	合 右 [	+ , 無   -	<u> </u>
D舌答 > ******* =	1.始どない		3.多量						イアドコキ	・ネシス〉】
の義歯清掃 のプラークの付き	1.良好 * ・ みどかご	2.普通	3.不良		f(6回じ それぞれ	(三/楔) 行う <mark>・</mark> バ		意.(6国末   タ	満/校)	
222—200 N S	311C (3 V	. ∇.Ψ.(∓\/s	್ರ ೧.ಶ್ರೀಣ	_					・・・・・・	 
i.口腔乾燥》。   正常   2.軽度 >			多名に判定	2 総合 <sup>4</sup> 反復 <sup>3</sup>	判定. 1 垂液碟下	良好 . テスト	2.要注意	,	ミ満/30秒)	5 SP 55 F- 1 12A
). <b>判定区分</b> ] (7	をお見る そい	-전문H #^)								
7. <b>十9年 12.77</b> 章 (5 1. 異常なし	2. 要指導	÷						<b>对指密核企</b>		
		出血にかつ の付着あり							ケット1(液 ケット2(深	
	c. Lik	清掃状態不. 行動等生活:	Ē			C.	未处置( 要捕殺	ああり		
	海上に	腰すること	a British	la(RENTITE		e.	口腔機们	修修下の恐	ħ	
	e. 40	1他(			)	1.	その他			>
施医療機関 計										
各称										
診査歯科医師										

新潟市・新潟県後期高齢者医療広域連合

診査日:	年	月	<u> </u>							
いりがな 氏名:			様	から意	からも口 [識してお [組み、定	口の体操	や唾液	腹腺マッキ	ナージ	など ** う。 **
映 日 a. 南肉に b. 歯石のf c. 磨き残!	取頂がありま 学い炎症があ 対着がありま しが多い状態 能のささいな	ります。 す。 です。	かられま"	<b>∮</b> c )	a. 浅いが b. 深いが c 未処証 d 歯がお	料周ポケッ 期間ポケッ 質のむし歯 抜けたまま 義能の低下	トが認る トが認る がありる になって	ています。	,	19. 15. 高老(鲁姆班头月
[1. <b>歯の状況]</b> 8 7	ls 5	4  :	3 2	1	1	2l 3	4	5  G	7	8l
南 右 <del></del>	6 5	4 ;	 3 2	<u>'</u> 1	1	9 3	4	5 6	7	
■ BOP			1 3 m/m (1)	1.なし2 【6.咀嚼 総合判( 咬合の)	大態	.中等度 (楊秋 	) 以上 と咬合(		(3)(3) (3)(3) (3)(3)	
[4.口腔衛生状態]					歯による臼歯 表着による臼		K	有・無	<u>有:</u> 有:	無」左
①舌音 ②義歯清揚	1.殆どない 1.良好	2.中程度 2.普通	3.不良	1.良好	四 <b>唇機能</b> 管 (6可以上/秒 れぞれ行う[			イ <b>アドコ</b> 未満/秒) カ	キネシ	ス)]
③ブラークの付着 【 <b>5.口腔乾燥】</b> ※問 1.正常 2. 4度~中	診5と口腔内			【8.嚥下 総合判》 反復垂	機能評価]	※問診4と 2.要注意	<b>文</b> 復唾液	滅下テスト		に判定
9.判定区分】(該)  1. 異単なし	2. 要指導 a. 歯奏出 b. 歯石の c. 口腔清	囲	降度・中等	度)		b. (対周治療 c. 天処置) d. 製補緩	京1 (歯周 寮2 (歯周 歯あり	ボケット1( ポケット2(		

12